

管理番号

リ・スキリング等教育訓練支援融資確認申請書

求職者

公共職業安定所長 殿

リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る貸付を受けるための「リ・スキリング等教育訓練支援融資要件確認書(リ・融資様式1)」の発行を受けたいので、必要な確認書類を添えて申請いたします。

なお、申請に当たっては、下記1及び2の全項目の内容及び記載事項はすべて事実を記載したことを確認及び誓約します。

また、別添「注意事項」の全てについて確認及び了承しています。

記

1 融資限度額について

☐ 下記の金額を融資限度額として、リ・スキリング等教育訓練支援融資の貸付を希望します。

詳細は、(リ・融資様式2別添)「リ・スキリング等教育訓練支援融資内訳」のとおりです。

	合計	1年目	2年目
教育訓練費用	万円	万円	万円
生活費	万円	万円	万円

☐ 項目及び金額が確認できる資料、学費納入の請求書等をすべて添付しています。なお、添付された資料から項目及び金額が確認できない場合又は公共職業安定所から指示した資料が出せない場合は融資できなくなる場合がありますことについて了承します。

2 以下に記載された記載のすべての事項を確認・了承の上、下記のチェックボックスにチェックし、最後に記入日及び氏名を記載してください。

☐ 1. 私は、リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る以下の対象講座※を受講することを予定しています。

(受講予定の講座に「○」をしてください。)

- ① 学校教育法に基づく大学等が提供する教育訓練
- ② 教育訓練給付の講座指定を受けている法人が提供する教育訓練
- ③ 求職者支援訓練又は公共職業訓練等

・ 訓練実施機関名 _____

・ 受講予定の講座名 _____

・ 訓練コース番号/教育訓練給付の指定講座番号 _____

・ 受講予定訓練期間 _____ 年 _____ 月 (令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

※ 1か月以上、4年以内であること。ただし、本融資の貸付期間は教育訓練開始から最長2年間です。
ハローワークでの初回相談以降に受講を申し込んだものであること。

・ 受講予定の講座概要

[_____]

- ☐ 2. 私は、次の理由により、リ・スキリング等教育訓練支援融資の貸付を希望します。

- ☐ 3. 私は、リ・スキリング等教育訓練支援融資が貸付であり、下記の貸付要件に基づき貸し付けられた資金は利息とともに期日までに返済する義務があることを了解しています。また、現在の年収は以下のとおりです。

貸付要件	融資限度額の単位
(貸付上限額) ① 年収 200 万円以上の者 (※1) 教育訓練費用 (※2) : 年額 120 万円×2 年間 (※3) 生活費用 : 月額 10 万円×受講予定訓練月数(※4) (上限 24 月) (※3)	・10 万円単位
②年収 200 万円未満 (収入証明がない場合を含む) 又は離職者 (※1) 教育訓練費用 : 年額 120 万円×1 年間 (※3) 生活費用 : 月額 10 万円×受講予定訓練月数 (上限 12 月) (※3)	

※1 各地域の労働金庫の勤労者互助会・友の会加入について条件を満たさない、あるいは希望しない者は、年収額によらず、貸付上限額は上表 (貸付上限額) ②が適用される。なお、加入条件は各地域の労働金庫の定款等の規定に基づく。

※2 教育訓練費用の貸付対象は、入学金、授業料の他、教科書代、学用品 (パソコン、タブレット等) 代、実習費、受験費用 (受験料、旅費・宿泊費等) が対象となる。ただし、融資申込み時点で支払済の費用は、領収書等の提出が受けられる受験費用以外貸付対象とならない。また、求職者支援訓練又は公共職業訓練等を受講する場合、教育訓練費用は貸付の対象とはならない。

※3 同一の訓練に係る受講予定訓練月数 (※4) が、24 月 (年収 200 万円以上の者の場合) 又は 12 月 (年収 200 万円未満又は離職者の場合) を超える場合であって、貸付対象者がそれを超える分についても貸付を希望する場合であっても、24 月又は 12 月を超える分の教育訓練費用又は生活費用は貸付対象とならない。

※4 「受講予定訓練月数」とは、貸付対象者が受講を予定している教育訓練等の訓練開始日が属する月から訓練終了日が属する月までの月数とする。

(例) 4 月 15 日～翌年 3 月 15 日の訓練の場合 受講予定訓練月数 12 月

○ 担保・保証人

担保・保証人不要。

ただし、信用保証機関 (一般社団法人 日本労働者信用基金協会) を利用することを条件とする (信用保証料は利息にあわせて支払う)。

○ 貸付利率

年 2.0% (信用保証料 0.5%含む。)

なお、元金と利息の返済が遅れた場合は、遅延している元金に対して年 14.5%の損害金 (いわゆる延滞利息) を支払う義務が発生する。

現在の年収は以下のとおりです。（該当するものに「○」をしてください。）

融資の際の年収要件	該当	具体的年収額※（※）
年収 200 万円以上である。		円
年収 200 万円未満である。		
年収を証明できません。		

※1 直近の年収額を記載してください。

- 2 年収 500 万円以上の場合、将来、対象講座を受講し、その他の要件を満たしたとしても債務残高の返済免除の対象とはなりません。

☐ 4. 私は、雇用保険被保険者又は雇用保険受給資格者ではありません。

現在の就業状況は以下のとおりです。該当する就業状況に「○」をしてください。

就業形態	該当
雇用保険被保険者以外の者として就業している（週所定労働時間 20 時間未満で就業している等）	
自営業等（個人事業主・フリーランス等名称は問わない）として就業している	
それ以外で就業している（ ）	
離職している（直近の離職日： 年 月 日、離職期間： 年 月）	

☐ 5. 私は、昼間学生（学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校の学生又は生徒であって大学の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程の者等以外の者）ではない期間に 3 年以上就業した経験があります。

3 年間の就業経験は以下のとおりです。

就業形態	就業期間
雇用保険被保険者として就労した	年 月 日～ 年 月 日
雇用保険被保険者以外の者として就労した	年 月 日～ 年 月 日
自営業等（個人事業主・フリーランス等名称は問わない）	年 月 日～ 年 月 日
それ以外で就業した（ ）	年 月 日～ 年 月 日
延べ就業期間（就業期間が 3 年以上であること）	年 月

※ 複数の事業所等で就業経験がある場合は、別紙に記載して提出してください。

- ☐ 6. 私は、リ・スキリング等支援融資によって融資を受けようとする費用に対して、給付または融資を受ける制度（職業訓練受講給付金、教育訓練支援給付金、求職者支援資金融資、技能者育成資金融資、就職安定資金融資、訓練・生活支援資金融資、教育訓練実施機関や国・自治体等が実施する奨学金等）を利用していません。
- なお、受講予定の教育訓練が1の②である場合であって、このうち教育訓練給付金の厚生労働大臣による指定講座を受講予定の場合、訓練終了後、教育訓練給付の受給を予定している場合については、本融資の教育訓練費用の利用はできないことを承知しています。また、専門実践教育訓練給付金の受給申込みをした者であって、教育訓練支援給付金の受給申込みをしている場合については生活費も利用できないことを承知しています。
- ☐ 7. 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- ☐ 8. 私は、リ・スキリング等教育訓練支援融資の返済免除の対象となる講座（求職者支援訓練、公共職業訓練、教育訓練給付の指定講座）及び免除対象要件について理解しています。
- ☐ 9. 貸付金に係る関係書類の偽造や虚偽の記載等により不正受給処分を受けた場合又は確認申請書類の虚偽記載等により貸付の不正利用が発覚した場合には、あらかじめ定めた返済方法にかかわらず、直ちに債務残高の全額を一括返済すること、また、詐欺罪等として処罰されることがあることを了解しています。
- ☐ 10. 求職者支援訓練及び公共職業訓練等を受講する場合、教育訓練費用の貸付の対象とならないことを了解しています。
- ☐ 11. 融資申込み時点で支払済の費用は、領収書等を提出できる受験費用以外貸付対象とならないことを了解しています。
- ☐ 12. 訓練開始前に来所せず、就職支援計画書の交付を受けなかった場合、リ・スキリング等教育訓練支援融資を受けられないことについて了解しています。

☐ 上記1から12の全ての項目に該当する。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

(昭和・平成・令和 年 月 日生)

※ 裏面の注意事項も確認・了承の上、上記チェックボックスにチェックし、記入日及び氏名を記載してください。

注 意 事 項

□Ⅰ. 教育訓練等の受講を前提とした貸付制度であること

- ・ 1. リ・スキリング等教育訓練支援融資は、対象の教育訓練等を受講することを対象とした融資であることから、借入れの手続きを行うためには、教育訓練等を受講する必要があります。
- ・ 2. リ・スキリング等教育訓練支援融資の内、生活費分の融資は、3か月毎の定期融資です。

□Ⅱ. 借り入れの手続き

- ・ 1. リ・スキリング等教育訓練支援融資の借り入れ手続きは、ご自身でハローワークが指定する労働金庫に赴いて行っていただきます。
- ・ 2. 貸付の決定は労働金庫が行います。このため、ハローワークから「リ・スキリング等教育訓練支援融資要件確認書（リ・融資様式1）」を発行された場合でも、労働金庫において金融機関としての審査があり、多重債務者や自己破産者等の返済困難者等である場合のほか、総合的な判断結果として貸付を受けられない場合があります。
- ・ 3. 「リ・スキリング等教育訓練支援融資要件確認書（リ・融資様式1）」及び「リ・スキリング等教育訓練支援融資確認申請書（リ・融資様式2）（写し）」・「（リ・融資様式2別添）リ・スキリング等教育訓練支援融資内訳（写し）」は、ハローワークによって確認後、封入・封緘された形で労働金庫に持参してください。これが、労働金庫での開封前に開封された場合、または改変された場合、その書類は無効となります。
労働金庫には、その他、労働金庫における融資の審査に必要な書類を持参する必要があります。
- ・ 4. 借り入れにあたっては、労働金庫に貸付金の振込用の本人口座を開設する必要があり、所定書類の提出等の手続きや印紙代（借入金額10万円以下の場合200円、50万円以下の場合400円、100万円以下の場合1,000円、100万円超500万円以下の場合2,000円）、振込手数料等の負担が必要となります。

□Ⅲ. 返済

- ・ 1. 返済は、毎月末日を返済日とし、初回融資があった日の次々回返済日以降、訓練終了月の1年後までを元金据置期間として利息のみを返済し、元金据置期間終了後10年以内（最終弁済時年齢76歳未満）に元利均等払いにより返済することになります。
- ・ 2. 訓練を途中で退校した場合（就職や自己都合等、理由は問いません）には、当初契約の据置期間は認められません。速やかに労働金庫及びハローワークに届け出のうえ、労働金庫にて契約変更手続きをとってください。

□Ⅳ. 返済免除の手続き

- ・ 1. 返済免除は、確認申請時に提出する最新の収入確認書等によって確認できる年収が500万円未満である者が、返済免除の対象となる教育訓練（求職者支援訓練、公共職業訓練及び雇用保険法第60条の2に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練給付の指定講座）を修了した日の翌日から1年以内に安定した雇用（雇用保険被保険者として1年以上の雇用継続）に就き、訓練受講前の賃金に比べ、就職後5%以上賃金が上昇した場合に対象となることを理解しています。
- ・ 2. 返済免除申請時点及び申請以降、返済免除申請者が、貸付を受けたリ・スキリング等教育訓練支援融資の返済を滞納していない場合に返済免除の対象となることを理解しています。
- ・ 3. 就職支援計画書に基づく指定来所日にやむを得ない理由以外の理由で来所しない等安定所の就職支援を拒否したことがない場合に返済免除の対象となることを理解しています。
- ・ 4. 上記の他にも返済免除の対象要件があることを理解しています。
- ・ 5. 返済免除の対象は、返済免除の申請をハローワークが承認した日時点の債務残高となるため、ハローワークでの審査期間等によって返済免除される債務残高が変動することを理解しています。

□Ⅴ. 連絡先等の変更の届出

- ・ 住所、電話番号などの連絡先及び氏名を変更した場合はすみやかに労働金庫及びハローワークに届け出てください。
※ 各種届出を行うべきハローワークは、「リ・スキリング等支援融資要件確認書（リ・融資様式1）」を発行したハローワークとなります。

□ 上記ⅠからⅤの全ての項目を確認し、了承する。

※ 上記の注意事項について確認・了承の上、上記チェックボックスにチェックしてください。